

指定野菜価格安定対策事業の 勘案認定業務に関するマニュアル

独立行政法人農畜産業振興機構

野菜振興部



独立行政法人 農畜産業振興機構
(エーリック、農畜産機構)

目 次

- はじめに
- 勘案認定について
- 勘案認定の対象となるケース
- 勘案認定の申請手続きの流れ
- 勘案認定の申請に必要な書類
- 今までに勘案認定が行われたケース
- 「関連性を示す資料」の収集に当たって
- 勘案認定に至る事案のポイント
- 対象となるケースごとの具体的な資料
- 範囲内認定に係る勘案認定について
- 参考資料（別添1～4）
 - ・ 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法遺書（抜粋）
 - ・ 同業務方法書実施細則（抜粋）
 - ・ 指定野菜における出荷数量の認定について（農林水産省生産局長通知）
 - ・ 指定野菜価格安定対策事業の認定区分変更申請書様式

はじめに

指定野菜価格安定対策事業の「勘案認定」に関する業務については、平成 20 年度に、地方農政局等から独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に移管されて実施しています。

また、業務の移管を機会に、それまでの地方農政局等による運用及び当該認定に際して必要な書類・様式等に関する資料を整理して、統一的な業務運用を図るとともに、必要な関係書類等について、当機構の「野菜価格安定事業の手引き」やホームページに掲載して周知するなどの取り組みを行ってきたところです。

業務の移管以降、一定数の勘案認定を行うとともに、日頃から、本業務に携わる登録出荷団体等の担当の皆様からご相談やお問い合わせをいただいています。

この中で、勘案認定に至る事案と勘案認定に至らない事案の違いなど、本業務を行う際の留意すべきポイントや、申請に必要な関連資料・データの例示なども含めた実務マニュアルの提供についてご要望いただいていたところです。

このため、今般、関係規程や過去の勘案認定の実例などを踏まえて、勘案認定の申請に当たって具体的にご留意をいただきたい内容をマニュアルとして整理したものです。

今後、関係者の皆様による本事業の効果的、効率的な実施に向けて、このマニュアルがその一助になれば幸いです。

勘案認定について

1 供給計画数量と出荷実績数量の「乖離の度合いの認定」について

野菜の供給と価格の安定を図るためには、需要に見合った計画出荷が行われることが何より重要です。

指定野菜価格安定対策事業は、このことを前提として、それでもなお、著しい価格低落が生じた場合に、生産者補給金を交付することにより、野菜生産者の経営の安定を図るとともに、野菜の再生産を確保し、野菜の生産及び出荷の安定を確保することを目的として実施しています。

このため、業務区分ごと、登録出荷団体等ごとに出荷計画数量と出荷実績数量とを対比して、その差の程度（乖離の度合い）を6段階に認定し、乖離の度合いが大きい場合には生産者補給交付金等の交付額を減額して交付するなどの措置を講ずることにより、出荷計画の実効性の確保を促しているところです。

2 勘案認定とは

生産者が出荷計画にしたがって野菜の生産・出荷に努めていただいても、異常な気象条件等によって当初の計画に沿った出荷が出来ない事態が生じる場合があります。

このような状況を踏まえ、例年にない収穫減が発生するなど、登録出荷団体等の責に帰せない事象が発生した場合や、国の緊急需給調整事業を行った場合などにあっては、登録出荷団体等は乖離の度合いの認定の変更（勘案認定）を機構に対し申請し、当該申請が勘案認定の要件に適合すると認められることによって生産者補給交付金等の交付額の減額を軽減することが可能となります。

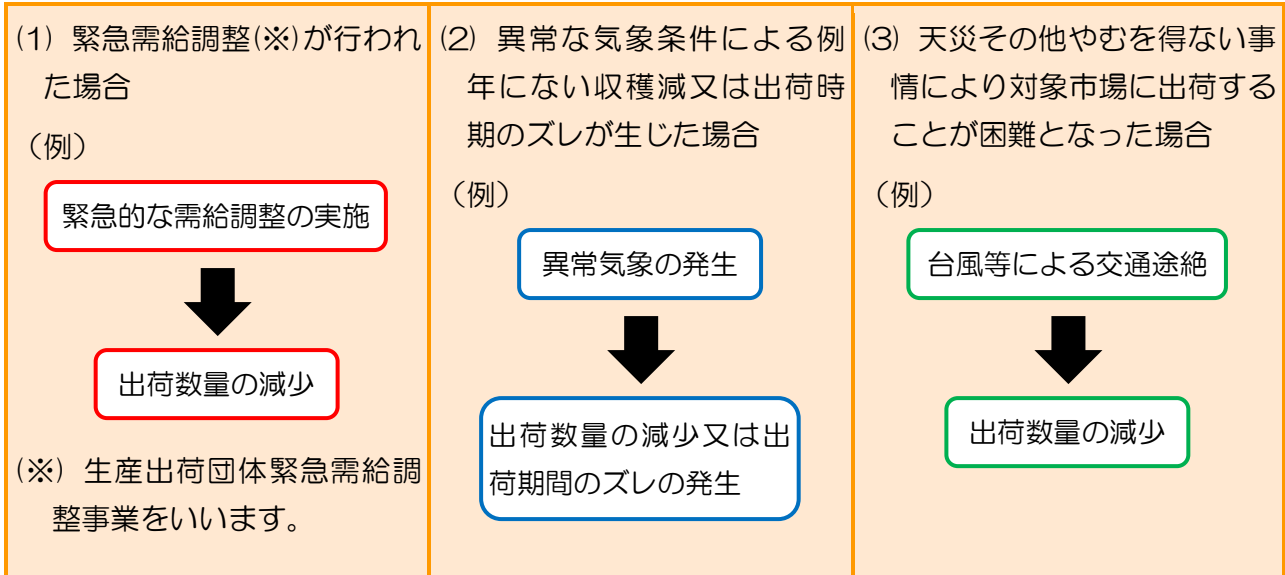
具体的には、機構は登録出荷団体等からの勘案認定の申請を受け付けた後に、地方農政局等の意見を聴いて、勘案認定を行います。勘案認定の通知を受けた登録出荷団体等が、交付金の申請を行うことで、生産者補給交付金等の交付額の減額を軽減されることとなります。

○ 勘案認定の根拠規定

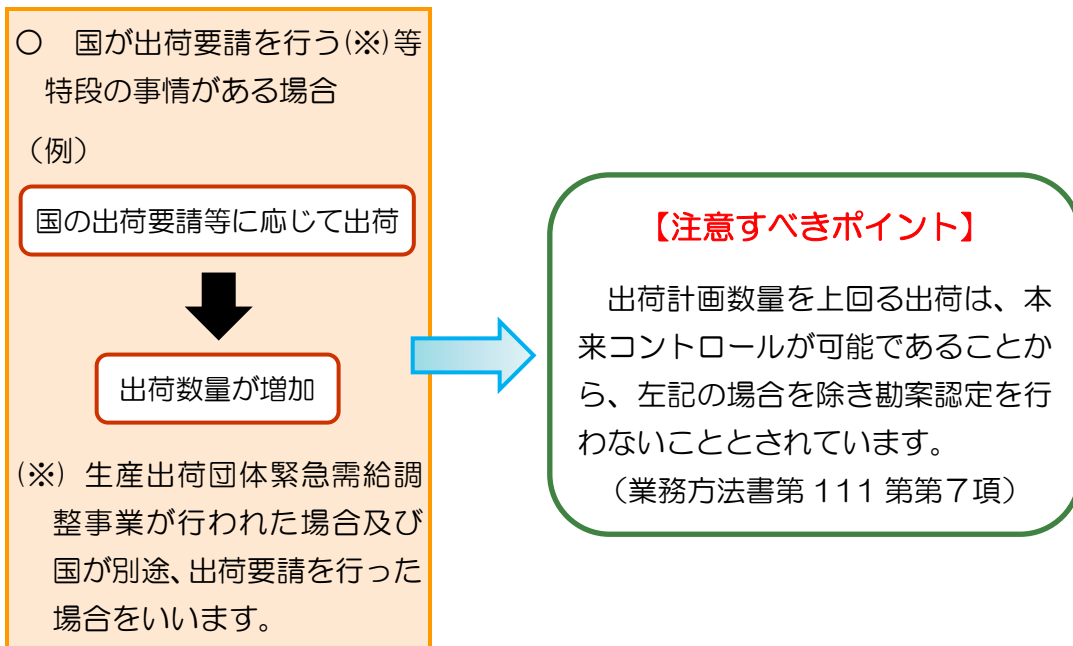
- ① 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）第111条第5項（別添1）
- ② 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則（以下「実施細則」という。）第34条の2（別添2）
- ③ 「指定野菜における出荷数量の認定について」（平成14年4月1日付け13生産第9961号生産局長通知）（別添3）

勘案認定の対象となるケース

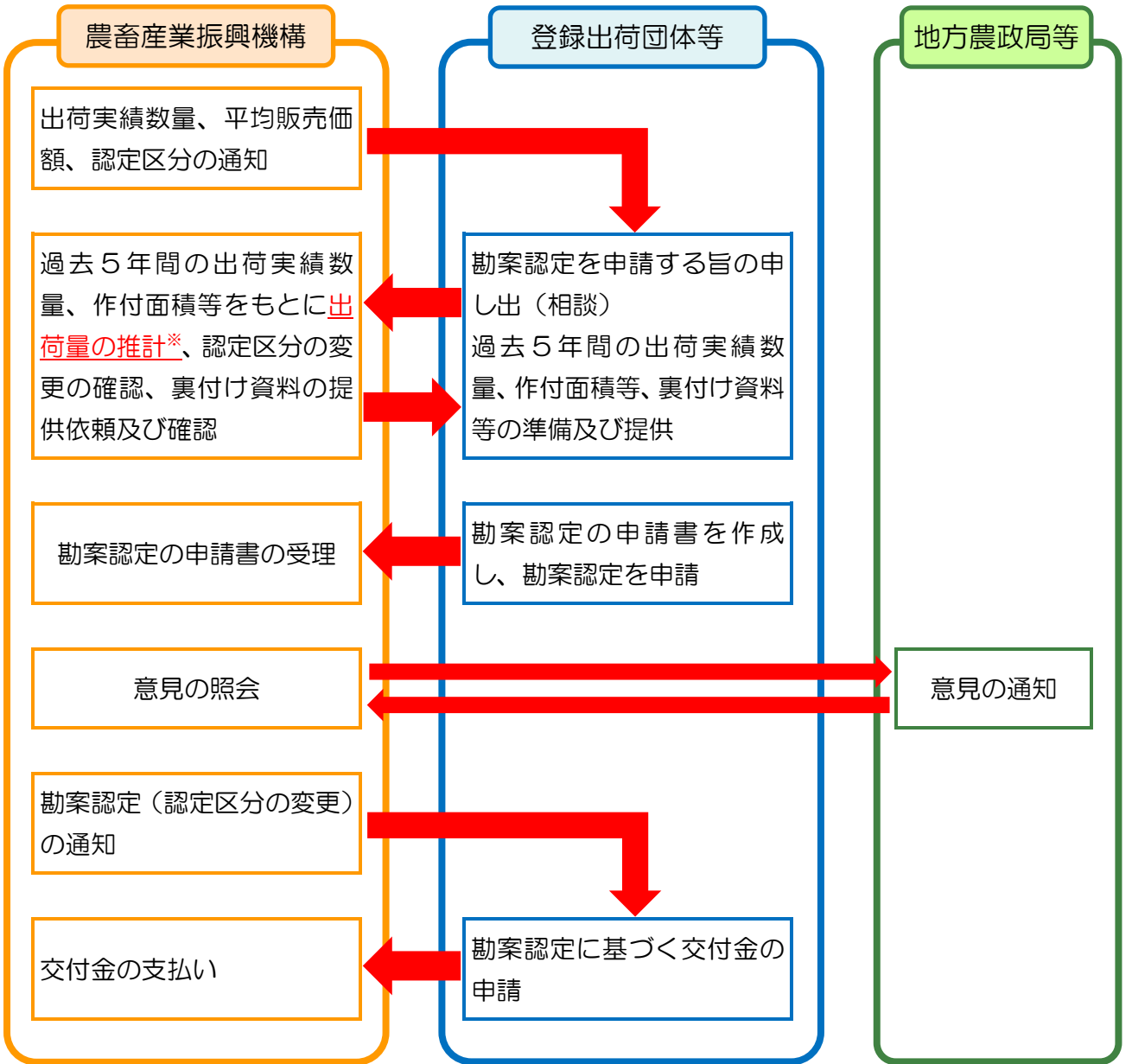
1 出荷計画を下回る出荷実績となった場合



2 出荷計画を上回る出荷実績となった場合



勘案認定の申請手続きの流れ



【 ← : 書類の流れ 】

出荷量の推計方法

<p>緊急需給調整等を実施した場合</p> <p>緊急需給調整等の実施数量を用いて、緊急需給調整等を実施した月の出荷数量を補正することにより、通常の場合における出荷数量を推計します。</p>	<p>異常な気象条件による例年にない収穫減又は出荷時期のズレによれ生じた場合</p> <p>申請のあった登録出荷団体等の全体の平年の出荷数量と当該年の出荷数量の差を、当該年の出荷先別の出荷数量及び月別の供給計画数量と出荷数量との乖離の度合いで按分し、当該年の出荷数量に加えることにより、通常の場合における出荷数量を推計します。</p>
--	--

勘案認定の申請に必要な書類

勘案認定の申請には以下の書類が必要です。

勘案認定には、需給調整を実施したことや異常気象による収穫減、又は出荷期間のズレなどと出荷の関連性があることを示す報告書や資料が必要となります。

申請書の内容（別添4）

- 1 認定に係る業務区分
 - 2 認定の通知を受けた日
 - 3 通知された認定区分
 - 4 変更を申請する理由（勘案すべき事情など）
 - 5 添付資料
- 上記4の理由を証明できる資料
 - 業務方法書第111条第3項の規定による通知文書の写し
 - その他の関係資料

実施細則第35条の2に規定されている別記様式第12号により申請をして下さい。

実施細則第35条の2第3項の規定により、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令によって指定を受けた区域の大半が含まれる場合は、添付資料のうち、やむを得ない事情があると認められるものについては、簡素化することができます。

【関連性を示す資料等の例】

○ 緊急需給調整を実施した場合

緊急的な需給調整の実施

緊急需給調整実施状況報告書

○ 異常気象等による収穫減及び出荷期間のズレ等が発生した場合

異常気象と収穫減及び出荷期間のズレ等の関係性を示すものが必要

- ① 気象状況を示す資料
- ② 収穫減及び出荷期間のズレとの関係性を示せるもの

※ 特に申請対象品目との直接的な関係性を明らかにできるような、前広な資料の収集・整理・準備が申請前までに必要です。

〔例：写真、新聞記事、行政機関等の技術指導文書、営農指導員等による指導記録、被害状況報告書 等〕

○ 国が出荷要請等を行った場合

国による出荷要請の発出

国からの通知文書等

今までに勘案認定が行われたケース

過去においては、緊急需給調整を実施した報告書や、異常気象による収穫減又は出荷期間のズレ等の関連性を示す裏付け資料の提出により勘案認定が行われましたので、次表にその事例の一部を紹介します。

ケース	具体的に認められた事例	添付資料として提出された資料	関連性を示す資料
緊急需給調整を実施した場合	7～10月の夏秋キャベツについて、卸売価格の低迷の影響を受け、緊急需給調整事業を実施したため、出荷数量が減少	【データ関係】 ①生育状況等、②主要作型、③気象データ、④当該年出荷実績 【その他】 ①緊急需給調整事業実施状況報告書、②指定産地の地図	緊急需給調整実施状況報告書により、 <u>緊急需給調整を実施したことを示した。</u>
異常気象による出荷期間のズレと収穫減	4～5月の春レタスについて、定植時期の3月以降の天候要因から発育が進まず、品質不良から単収の大幅な低下や出荷のズレから、出荷量が減少	【データ関係】 ①生育状況等、②主要作型、③気象データ、④6ヵ年作付け実績及び出荷実績、⑤等級別割合 【その他】 ①写真、②改良普及センター技術情報、③農林水産省生産局長低温等に関する注意喚起の文書	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>気象データ</u> ・<u>写真</u>（生育不良、品質不良が発生したことがわかるもの） ・<u>改良普及センターの技術情報</u>や農林水産省生産局低温等に関する注意喚起の文書により、<u>気象と出荷期間のズレと出荷数量の減少の因果関係</u>を示した。
天災その他やむを得ない事情によるもの	1～3月の秋冬だいこんが、平成23年3月11日の東日本大震災による道路の遮断等により、トラックが当該市場へ到着しなかったことによる出荷量の減少	【データ関係】 ①6ヵ年出荷実績数量、②6ヵ年作付け実績 【その他】 ①新聞記事、②未着分送り状	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>新聞記事</u>により、<u>東日本大震災の被害状況</u>を示した。 ・<u>未着分の送り状</u>により<u>出荷数量の減少の因果関係</u>を示した。
国が出荷要請等を行った場合	7～9月のきゅうりについて、農林水産省からの出荷要請に応じて、9月に出荷促進を行ったことによる出荷の増加	【データ関係】 ①生育状況等、②主要作型、③気象データ、④6ヵ年作付け実績及び出荷実績、⑤等階級割合 【その他】 ①農林水産省からの野菜の供給確保の通知文書	農林水産省からの「 <u>野菜の供給確保の通知文書</u> 」により、 <u>国からの出荷要請があったこと</u> を示した。

「関連性を示す資料」の収集に当たって

勘案認定の申請に当たって、天候不順の影響等による減収等が起こりそうな場合には、生育期間中から早めの資料収集等が大切です。

- ◆ 気象変動等によって生育状況に大きな変化が生じた場合は、勘案認定を申請する可能性を考慮して、生育状況の変化を把握するために定期的に撮影された写真や関係機関・団体等による指導記録、関係会議の議事録等は、申請時に遡って準備することが困難な資料となりますので、申請に必要な資料は事前に前広に収集・準備しておくことが特に大切です。
- ◆ 以下のような資料やデータも活用できますので、特に、勘案認定の申請の可能性が高い品目を中心に、日頃から資料収集等に取り組んでいただくことが大切です。
 - ① 生育状況等の資料として、機構の「野菜の生産出荷等状況調査」や「産地情報調査員設置事業」の産地調査員が撮影した写真等
 - ② 行政機関等の技術指導文書や農協の営農指導員による指導記録
 - ③ 生産者（部会）、農協、市場などの流通業者等による各種会議の議事録 等
- ◆ 同一指定産地の区域内であっても、異常気象がもたらす農作物の生育への影響は作物ごとに大きく異なる場合もあるため、勘案認定の適否が品目ごとに異なる実例も見受けられます。

このため、他の作物や当該品目に関する資料やデータのみをもって認定の適否を判断することは難しいことから、申請対象品目との直接的な関連付けに留意して資料収集等に取り組んでいただくことが大切です。
- ◆ 地域の基幹作物以外の作物については、指導記録等の関係資料が少ないこともあり、申請に必要な資料が揃いづらい傾向が見受けられます。

このため、申請に至る可能性があると思込まれる場合には、特にこの点に注意して、早めの資料収集・整理をお願いします。

関連性を示す資料等

被害や生育不良がわかる写真等



- 行政機関の技術指導文書等
- 営農指導員による指導記録等
- 農協、流通業者等各種会議などの議事録等
- 新聞記事（新聞社 HP 掲載のみのもの可）等

機構の「野菜の生産出荷等状況調査」や「産地情報調査員設置事業」で調査員が撮影した写真や生育状況等のコメント等も活用可能。

野菜の生産出荷等状況報告書

- 作柄状況
本年の作柄は、長雨等の影響により2週間程度遅れ、・・・・。

写真



勘案認定に至る事案のポイント

勘案認定の事前相談をいただいたものの、勘案認定の判断に至らなかった事例も多く、その過半は、勘案認定の申請に際して必要な出荷量の推計等を行ったものの、結果的に、認定区分の変更が生じなかったものです。

一方、認定の変更を申請する理由を証明できるだけの資料が揃わなかった事例も、多くありました。

これらの事例も踏まえて、勘案認定に際して具体的に求められる資料や留意事項を以下に例示しましたので、関係する資料を揃えて、申請理由の妥当性を明らかにできれば勘案認定が可能となります。

勘案認定に至らなかった理由	勘案認定を受けるにあたってのポイント												
<p>○ 勘案しても認定区分に変更がない場合</p>													
<ul style="list-style-type: none"> • 平年の出荷数量を基にして算出した単収で、異常気象等がなかった場合の供給可能量を計算(4頁参照)したが、供給計画との乖離は縮まらず、区分変更に至らなかったケース 供給計画は過去の実績と同じでなければならぬということではありませんが、もしも異常な気象条件等が無ければどの程度出荷が可能であったかを判断するには、過去の平均単収実績等による推計が用いられます。 	<p>勘案認定により認定区分が上がる(例:A→B)ためには、勘案認定を受ける品目について、過去の平均単収から算出された出荷計画数量に沿った供給計画であることが重要です。 供給計画を作成する際には、単純に前年度実績等や作付面積から単純に算定するのではなく、過去の平均単収も算定基礎に取り入れることも大切です。</p>												
<p>○ 勘案変更を申請する理由を証明できるだけの資料が揃わない場合</p>													
<p>① 勘案変更を申請する理由を証明できるだけの資料が揃わなかったケース 各地の気象台のデータだけでは、該当する産地の気象条件がわからないことがあります(例:産地が山間地や高冷地である場合、平場の気象台とデータは異なり、産地では降雪等の影響がでる場合もある。) また、隣接する他産地の気象データであっても、地形条件によって全く異なる気象条件となることがあります(例:山の尾根を挟んで産地が隣接している場合等。) このため、申請にかかる産地の気象や生育状況が具体的にわかる資料が必要です。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">〈資料〉</th> <th style="text-align: center;">〈ポイント〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象データ</td> <td>広域の気象データは比較的入手可能ですが、当該産地のデータは、いざという時なかなか入手できません。普段から情報収集に努めて下さい。</td> </tr> <tr> <td>新聞記事</td> <td>当該産地での降雪、強風等の記事があれば、異常気象の条件を示す資料の一つになります。</td> </tr> <tr> <td>写真</td> <td>当該産地のほ場の埋雪、ほ場近隣地の風倒木、作物の擦過傷などの写真も、資料の一つになります。</td> </tr> <tr> <td>市町村広報誌等</td> <td>公共機関等の文書に、異常な気象条件があったことが記載されていれば、それも証拠の一つになります。</td> </tr> <tr> <td>普及センター、農協営農指導、生産部会会議資料等</td> <td>公共機関や農協等による営農指導記録や会議記録等で、当該産地の当該作物の生育状況等と関係して当該地域の異常気象が生じたことが記述されていれば、これも傍証になり得ます。 農協等による継続的な気象記録の収集、部会等の会合等で該当する気象と生育状況との関係について把握・検討し、記録に残すなどの取り組みが重要です。</td> </tr> </tbody> </table>	〈資料〉	〈ポイント〉	気象データ	広域の気象データは比較的入手可能ですが、当該産地のデータは、いざという時なかなか入手できません。普段から情報収集に努めて下さい。	新聞記事	当該産地での降雪、強風等の記事があれば、異常気象の条件を示す資料の一つになります。	写真	当該産地のほ場の埋雪、ほ場近隣地の風倒木、作物の擦過傷などの写真も、資料の一つになります。	市町村広報誌等	公共機関等の文書に、異常な気象条件があったことが記載されていれば、それも証拠の一つになります。	普及センター、農協営農指導、生産部会会議資料等	公共機関や農協等による営農指導記録や会議記録等で、当該産地の当該作物の生育状況等と関係して当該地域の異常気象が生じたことが記述されていれば、これも傍証になり得ます。 農協等による継続的な気象記録の収集、部会等の会合等で該当する気象と生育状況との関係について把握・検討し、記録に残すなどの取り組みが重要です。
〈資料〉	〈ポイント〉												
気象データ	広域の気象データは比較的入手可能ですが、当該産地のデータは、いざという時なかなか入手できません。普段から情報収集に努めて下さい。												
新聞記事	当該産地での降雪、強風等の記事があれば、異常気象の条件を示す資料の一つになります。												
写真	当該産地のほ場の埋雪、ほ場近隣地の風倒木、作物の擦過傷などの写真も、資料の一つになります。												
市町村広報誌等	公共機関等の文書に、異常な気象条件があったことが記載されていれば、それも証拠の一つになります。												
普及センター、農協営農指導、生産部会会議資料等	公共機関や農協等による営農指導記録や会議記録等で、当該産地の当該作物の生育状況等と関係して当該地域の異常気象が生じたことが記述されていれば、これも傍証になり得ます。 農協等による継続的な気象記録の収集、部会等の会合等で該当する気象と生育状況との関係について把握・検討し、記録に残すなどの取り組みが重要です。												

勘案認定に至らなかった理由	勘案認定を受けるにあたってのポイント	
<p>② 収穫減や生育の遅れがあったことが証明できなかったケース</p> <p>制度の趣旨から、出荷量の減少の原因は気象等出荷者の責に帰すことができなかったことが証明されることが不可欠です。</p> <p>出荷量の減少は出荷伝票等で確認できますが、下記のような事態や可能性を排除するためにも、その原因となった減収、生育のズレが生じたことを示す資料が必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 出荷量の減少が必ずしも減収等によるものでない場合もあり得ます。 → 減収等がなくとも、他市場や業者へ出荷したため、対象市場への出荷量が減少していることもあり得るため。 • 他作物で減収・生育遅れがあったことをもって、当該作物に同様の事態が生じているとは限らない。 → 同じ産地でも作物が異なれば異常気象等に伴う影響が異なる事例があります(同じ産地でも、作物ごとの生育ステージが異なり異常気象の影響度合いも差が出て、例えば、はくさいでは乖離の認定が A 区分であったが、レタスでは C 区部となったなど、異なる取扱になった等)。 • 隣接産地の同じ作物で減収等があったことを証明するデータがあったとしても、当該産地での証明に使用し得るかの判断が難しいものもあり得ます。 → 広域の気象データのように、隣接するお互いの産地であっても、例えば、山の尾根を挟んで立地している場合などでは、その気象データが示す具体的な影響・事象が異なる場合があります。 </div>	〈資料〉	〈ポイント〉
	生育状況等	当該産地の基幹作物の生育状況は丁寧に記録されることが多いですが、それ以外の作物は極端に少なくなる傾向があります。特に注意して該当作物の資料整理をお願いします。
	新聞記事	当該産地における、異常気象による作付けや生育への影響が発生したなどを内容とする記事は、大変有効な資料となり得ます。また、ネット上のみに記事が掲載されることもありますので、ご確認をお願いします。
	写真	冠水状況、生育の遅れた作物状況等の写真があれば、明確な資料となり得ます。また、機構の「野菜の生産出荷等状況調査」や「産地情報調査員設置事業」による記録写真も資料となり得ます。
	普及センター、農協営農指導資料等	公共機関や農協等による営農指導記録や会議記録等で、当該産地の当該作物の生育状況等が記述されていれば、有力な傍証資料になり得ます。また、農協等による継続的な気象記録の収集も有効で、特に、減収・生育遅れが懸念される場合は、予め部会等の会合等で気象と生育状況について検討し、記録に残すなどの取り組みが重要となります。

対象となるケースごとの具体的な資料

「関連性を示す書類」は、例示されたものをすべて揃えなければならないということではありません。例えば、当該産地の新聞記事の掲載が必須であるのかなどの問い合わせをいただくことがあります。必ずしもそうではありません。

重要なことは、異常気象や天災等の事象と、勘案認定の申請対象となる品目の収穫減や出荷期間のズレ等の事象との間の因果関係や関連性を具体的、かつ十分に説明できるものとなるように、必要な資料を揃えることにあります。

以下、事例と具体的な資料について例示しましたので、ご参考にさせていただきたいと思います。

事 例	具 体 的 な 資 料
緊急需給調整を実施した場合	【データ関係】 ①生育状況等、②主要作型、③気象データ 【関連性を示す書類等】 ・緊急需給調整実施状況報告書
異常気象による出荷期間のズレと収穫減	【データ関係】 ①生育状況等、②主要作型、③気象データ、④6カ年作付け実績及び出荷実績、⑤等級別割合 【関連性を示す書類等】 ①写真、②改良普及センター技術情報、③営農指導員による指導記録、④農協担当者の訪問記録、⑤新聞記事、⑥被害状況報告書等
天災その他やむを得ない事情によるもの	【データ関係】 ①生育状況等、②主要作型、③6カ年出荷実績数量、④6カ年作付け実績、⑤気象データ 【関連性を示す書類等】 ①写真、②新聞記事、③災害調査報告、④県の災害認定の提出、⑤農協の日別出荷量の推移、⑥県等の被害状況報告書 等
国が出荷要請等を行った場合	【データ関係】 ①生育状況等、②主要作型、③気象データ、④6カ年作付け実績及び出荷実績 【関連性を示す書類等】 ・農林水産省からの出荷要請の通知文書

範囲内認定に係る勘案認定について

【範囲内認定とは、】

供給計画数量と対象野菜の出荷実績数量との差の数量の当該供給計画数量に対する割合（乖離の度合い）が、対象出荷期間全体でみると10%未満であり、かつ、月別でみて、20%未満の月が3分の2以上を占めている場合に行われている認定を「範囲内認定」といいます（実施細則第34条の（1））。

これが認められる場合は、一般補給交付金に加えて、特別補給交付金が支払われることとなります。すなわち、特別補給交付金は、**供給計画通りに出荷がなされた実績に対する報償的な措置**として支払われるものです。

【勘案認定とは、】

緊急需給調整の実施や異常な気象条件による例年にならぬ収穫減等がなかったと仮定した場合における出荷数量を推計し、**その想定上の数値を基に**認定区分の変更を行うものです。

この場合、仮にこれらの計算結果が10%の範囲内に収まったとしても、あくまで想定上の計算に基づくものであり、実際の出荷量はその範囲内に収まることが確実であると明確に判断することは実際には難しい状況にあります。

このため、範囲内認定においては、**真にやむを得ない事情がない限り**認めないこととしています。

【真にやむを得ない事情とは、】

- ① 緊急需給調整事業に参加する等、需給の均衡回復に資する取り組みに参加したことによって供給計画と異なる出荷数量となった場合
- ② 緊急需給調整事業の当該事情がなければ範囲内の出荷が確実であったことが、事業実績等で明らかの場合

【想定される場合】

- 出荷実績が供給計画を下回ったものの、緊急需給調整事業において実施した加工用販売数量を加えると、供給計画との差が10%以内に入る場合
- 出荷実績が供給計画を上回ったものの、緊急需給調整事業において実施した出荷量の増加分を減ずると、供給計画との差が10%以内に入る場合 等

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（抜粋）

制定認可：平成 15 年 10 月 2 日付け農林水産省指令 15 生産第 4153 号

（出荷数量及び平均販売価額の通知）

- 第 111 条 機構は、当該対象出荷期間の終了後遅滞なく、登録出荷団体等ごとに、業務区分ごと及び産地区分ごとの対象野菜の出荷数量（第 109 条第 1 項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を含む。以下この款において同じ。）及び価格差補給交付金等の交付の対象とする出荷数量（当該対象野菜の出荷数量から当該交付の対象としない数量を除いた数量をいう。以下この款において同じ。）を算定するとともに、業務区分ごとに当該対象野菜の出荷数量に係る平均販売価額を算定するものとする。ただし、細則で定める複数の業務区分に属する対象野菜の平均販売価額については、当該対象野菜の出荷数量及び販売価額を合算して算定するものとする。
- 2 機構は、登録出荷団体等が出荷する対象野菜について、細則で定めるところにより、当該登録出荷団体等が作成した供給計画における出荷数量（供給計画が変更された場合にあっては、変更後の供給計画における出荷数量。以下「供給計画数量」という。）と前項の規定に基づき算定した対象野菜の出荷数量とを比較し、業務区分ごとに乖離の度合いの認定を行うものとする。
- 3 機構は、登録出荷団体等に対して、第 1 項の規定により算定した対象野菜の出荷数量、価格差補給交付金等の交付の対象とする出荷数量及び平均販売価額並びに前項の規定により認定を行った結果を通知するものとする。なお、機構は、当該登録出荷団体等の事務所の所在地（個人の場合にあっては住所。以下この条において同じ。）を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）、関係都道府県知事及び事業実施野菜価格安定法人に対して、第 1 項の規定により算定した対象野菜の出荷数量及び前項の規定により認定を行った結果をそれぞれ通知するものとする。
- 4 機構は、前項の規定により通知した内容に変更が生じた場合には、細則で定めるところにより、速やかに当該内容の変更の通知を行うものとする。
- 5 第 3 項の規定により認定に係る通知を受けた登録出荷団体等は、緊急的な需給調整を実施した場合、異常な気象条件による例年になく収穫減若しくは出荷時期のずれが生じた場合又は天災その他やむを得ない事情により対象市場群に出荷することが困難となった場合等には、細則で定めるところにより、その度合いに応じた認定の変更（以下「勘案認定」という。）を機構に対して申請することができる。
- 6 機構は、前項の勘案認定の申請が行われた場合においては、当該登録出荷団体等の事務所の所在地を管轄する地方農政局長等の意見を聴くものとする。
- 7 機構は、前項の意見を斟酌し適当と認めるときは、勘案認定を行うものとする。この場合において、第 2 項の規定による認定に当たり用いた対象野菜の出荷数量が当該認定に当たり用いた供給計画数量を上回る場合にあっては、国が出荷要請を行う等特段の事情があるとき

を除き、勘案認定を行わないものとする。

8 第3項の規定は、前項の規定により勘案認定を行った結果又は勘案認定を行わなかった結果を通知する場合について準用する。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則（抜粋）

平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 7 号制定

（供給計画数量と出荷数量との乖離の度合いの認定）

第 34 条 機構は、次により、業務方法書第 111 条第 2 項に規定する認定を行うものとする。

（1）供給計画数量及び対象野菜の出荷数量の比較は、業務方法書第 97 条に規定する価格差補給交付金等の交付に関する申込みを行った業務区分に係る対象野菜ごとに、同一対象出荷期間内の数量をそれぞれ合算したものについて行う。

（2）供給計画数量と対象野菜の出荷数量との差の数量の当該供給計画数量に対する割合（以下「乖離の度合い」という。）が、対象出荷期間全体でみて、次の表の左欄において該当する割合に対応する右欄の区分を認定する。

乖離の度合い	区 分
20パーセント未満	A
20パーセント以上30パーセント未満	B
30パーセント以上40パーセント未満	C
40パーセント以上50パーセント未満	D
50パーセント以上60パーセント未満	E
60パーセント以上	F

（3）乖離の度合いが、対象出荷期間全体でみて 10 パーセント未満であり、かつ、月別でみて 20 パーセント未満の月が 3 分の 2 以上を占めている場合にあっては「範囲内」、それ以外の場合にあっては「範囲外」と認定する。

（勘案認定の申請）

第 35 条の 2 業務方法書第 111 条第 5 項に規定する緊急的な需給調整を実施した場合とは、野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領（昭和 63 年 7 月 25 日付け 63 食流第 3576 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 の（1）による生産出荷団体緊急需給調整事業を実施した場合をいう。

2 登録出荷団体等は、業務方法書第 111 条第 5 項に規定する勘案認定（以下「勘案認定」という。）の申請を行う場合は、同条第 3 項の通知に記載された期日までに、別記様式第 12 号により行うものとする。

3 登録出荷団体等は、勘案認定の申請を行う際、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づく政令によって激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定を受けた区域の大半が含まれる場合にあっては、別記様式第 12 号の 4 の添付資料のうち、やむを得ない事情があると認められるものについては簡素化することができるものとする。

4 機構は、勘案認定を行う場合、当該登録出荷団体等その他関係者に対して、関係資料の提出その他の必要な協力を求めることができるものとする。

指定野菜における出荷数量の認定について

平成 14 年 4 月 1 日付け 13 生産第 9961 号農林水産省生産局長通知
一部改正平成 14 年 8 月 2 日付け 14 生産第 3628 号農林水産省生産局長通知
一部改正平成 15 年 4 月 1 日付け 14 生産第 10339 号農林水産省生産局長通知
一部改正平成 15 年 9 月 29 日付け 15 生産第 4158 号農林水産省生産局長通知
一部改正平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8536 号農林水産省生産局長通知
一部改正平成 19 年 3 月 30 日付け 18 生産第 9547 号農林水産省生産局長通知
一部改正平成 20 年 3 月 21 日付け 19 生産第 9215 号農林水産省生産局長通知
一部改正平成 23 年 3 月 31 日付け 22 生産第 10097 号農林水産省生産局長通知
一部改正平成 30 年 3 月 29 日付け 29 生産第 2296 号農林水産省生産局長通知
一部改正令和 2 年 4 月 6 日付け元生産第 1992 号農林水産省生産局長通知

この度、野菜の需給及び価格の安定を図るとともに、野菜価格安定制度の適正な運営に資するため、野菜生産出荷安定法施行令（昭和 41 年政令第 224 号）第 1 条に規定する指定野菜（以下「指定野菜」という。）の出荷数量を下記により認定することとしたので、御了知願うとともに、遺憾のないようにされたい。

記

- 1 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「農畜産業振興機構」という。）は、農畜産業振興機構の登録を受けた出荷団体又は生産者（以下「登録出荷団体等」という。）が野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された野菜指定産地内から供給する指定野菜について、登録出荷団体等ごとが、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 97 条に規定する価格差補給交付金等の交付に関する申込みを行った業務区分における野菜需給調整関係事務処理要領（平成 14 年 9 月 2 日付け 14 生産第 2795 号農林水産省生産局長通知）第 1 の 2 により作成した供給計画数量（供給計画が変更された場合にあっては、変更後の供給計画数量。以下同じ。）と業務方法書第 111 条第 1 項前段の規定に基づき算定した対象野菜の出荷数量について、「指定野菜価格安定対策事業の推進について」（平成 15 年 9 月 29 日付け 15 生産第 4158 号農林水産省生産局長通知）の別表 1 から別表 6 までの業務区分の欄に掲げる対象野菜及び対象出荷期間ごとに、それぞれ合算したものとを比較し、次により業務区分ごとに認定するものとする。ただし、当該認定について 2 による通知を受けた登録出荷団体等においては、野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領（昭和 63 年 7 月 25 日付け 63 食流第 3576 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 の (1) による緊急需給調整事業を実施した場合のほか、異常な気象条件による例年にない収獲減若しくは出荷時期のズレが生じた場合又は天災その他やむを得ない事情により対象市場群に出荷することが困難となった場合等にあつては、農畜産業振興機構が定めるところにより、その度合いに応じた認定の変更（以下「勘案認定」という。）を農畜産業振興機構に対して求めることができるものとする。この場合において、農畜産業振興機構は、登録出荷団体等に対し必要な関係資料の提出、その他必要な協力を求めることができるものとする。また、農畜産業振興機構は、勘案認定を行う場合においては、当該登録出荷団体等の所在地を管轄区域とする地方農政局長（北海道にあっては農林水産省生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同

じ。)の意見を聴くものとする。

なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づく政令によって激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定を受けた区域の大半が含まれる場合にあっては、勘案認定に係る審査を簡素化して差し支えないものとする。

また、出荷数量が供給計画を上回った場合にあっては、異常な気象条件等により野菜の供給量が低減したため国が出荷要請を行った等の特段の事情があるときを除き、勘案認定は行わないものとする。

- (1) 供給計画数量と出荷数量との差の数量の当該供給計画数量に対する割合が 10 パーセント未満の範囲内にあるか否か。その際に、月別でみても 20 パーセント未満の月が3分の2以上を占めているか否かも考慮する。
- (2) 供給計画数量と出荷数量との差の数量の当該供給計画数量に対する割合が次の表の区分のどれに該当するか。

供給計画数量と出荷数量との差の数量の当該供給計画数量に対する割合	区 分
20 パーセント未満	A
20 パーセント以上 30 パーセント未満	B
30 パーセント以上 40 パーセント未満	C
40 パーセント以上 50 パーセント未満	D
50 パーセント以上 60 パーセント未満	E
60 パーセント以上	F

- 2 農畜産業振興機構は、1 により認定した結果を当該登録出荷団体等に通知するとともに、当該登録出荷団体等を管轄する地方農政局長及び都道府県知事にその写しを送付するものとする。
- 3 農畜産業振興機構は、登録出荷団体等に価格差補給交付金又は価格差補給金を交付するとき、1 の(2)に定める区分の認定に応じ一般補給交付金又は一般補給金の一部交付ができるものとし、(1)に定める範囲内にある旨の認定に対し特別補給交付金又は特別補給金を加えるものとする。

附 則（令和 2 年 4 月 6 日付け元生産第 1992 号）

- 1 この通知による改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 1 は、指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成 15 年 9 月 29 日付け 15 生産第 4157 号農林水産事務次官依命通知。）第 6 の 1 の(2)に規定する交付予約の申込期限が令和 2 年 8 月 30 日以前である業務区分にあっては、この通知による改正前の 1 を適用する。

別記様式第 12 号（第 35 条の 2 関係）

指定野菜価格安定対策事業

認定区分変更申請書

機構記入欄

都 道 府 県	
対 象 野 菜	
対 象 市 場 群	
対 象 出 荷 期 間	

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

申 請 者

住 所

登録出荷団体名（登録生産者名）

代表者氏名

（注：登録生産者が個人の場合は「登録
生産者名、代表者名」に替えて
「登録生産者名」とする。）

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 111 条第 3 項の規定により通知のあった認定区分について、業務方法書実施細則第 35 条の 2 第 2 項の規定により、下記のとおり、認定区分の変更を申請します。

記

1 認定に係る業務区分

(1) 対 象 野 菜 _____

(2) 対 象 出 荷 期 間 _____

2 通知された認定区分 _____

3 変更を申請する理由（勘案すべき事業など）

4 添付資料

- ・ 上記 3 の理由を証明できる資料
- ・ 業務方法書第 111 条第 3 項の規定による通知文書の写し
- ・ その他の関係資料

【5の添付資料の様式例】

1 ○○○の播種・生育・出荷状況

※各項目について、気象状況を関連させて簡潔に記述すること。

- (1) 播種状況
- (2) 生育状況
- (3) 出荷状況
- (4) ○○○の主要作型

	令和○年○月			令和○年○月			令和○年○月			令和○年○月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
平年	播種			定植			収穫・			出荷		
本年	播種			定植						収穫・出荷		

注：播種から出荷終了までの期間について記入すること。

2 6カ年の○○○の出荷実績

(単位：kg)

		対象出荷期間前			○月			○月			対象出荷期間計			対象出荷期間後		
		供給計画	出荷数量	対比%	供給計画	出荷数量	対比%	供給計画	出荷数量	対比%	供給計画	出荷数量	対比%	供給計画	出荷数量	対比%
		①	②	②/①	①	②	②/①	①	②	②/①	①	②	②/①	①	②	②/①
○年	○○○ブロック															
	○○○ブロック															
	その他出荷先															
	計															
当該年	○○○ブロック															
	○○○ブロック															
	その他出荷先															
	計															

注1：出荷時期のズレがわかるように当該業務区分の対象出荷期間及びその前後の期間を含むように記入すること。

注2：対象月が前半（1日～15日）又は後半（16日～31日）となる場合は、そのように記入すること。

注3：6カ年には、当該年を含む。

3 6カ年の○○○の作付実績等

	作付面積 (ha)	10aあたり収量 (kg)	収穫量 (t)	出荷量 (t)
○年				

当該年				
-----	--	--	--	--

注：6カ年には、当該年を含む。

4 気象状況

(1) 当該地域の気象概況（観測地点名：〇〇〇、データ入手先：〇〇〇〇）

		平均気温（℃）			降水量（mm）			日照時間（h）			備考
		本年	平年	差	本年	平年	平年比	本年	平年	平年比	
令和〇年〇月	上旬										
	中旬										
	下旬										
	計										
〇月	上旬										
	中旬										
	下旬										
	計										

注1：播種から出荷終了までの期間について記入すること。

注2：併せてグラフも添付すること。

(2) 気象状況と播種・生育・出荷状況

	播種・生育・出荷に影響を与えた時期と気象状況	播種・生育・出荷への影響
〇月〇旬		
〇月〇旬		
〇月〇旬		

注1：播種・生育・出荷に影響を与えたと考えられる時期を抜粋し、関係に記述すること。

注2：異常な気象に起因する場合（台風、大雨、降雹、降霜、病虫害等）は県、普及センター、市町村、農協による被害調査報告書等の写し及び被害状況の写真等を添付すること。

(3) 出荷状況

（単位：％）

出荷等級		2L	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	2S	計
		〇月（旬）	本年					
	平年							
〇月（旬）	本年							
	平年							

注1：気象要因により小玉化したために出荷数量が減少したとみられる場合には、本表を添付すること。

注2：原則として平年は過去5カ年（当該年を含まない）平均値とすること。

(4) 野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領に基づく緊急需給調整の実績数量等

（必要がある場合に記載）

（単位：t）

	令和〇年〇月 〇旬（期間外）	令和〇年〇月 〇旬（期間内）	令和〇年〇月 〇旬（期間内）	令和〇年〇月 〇旬（期間外）	計
生産出荷団体 緊急需給調整事 （ ）					

注1：事業名の下（ ）内は産地調整（出荷促進・出荷抑制）、加工用販売、市場隔離（その他市場隔離、有効利用用途）等の具体的な対応を記入すること。

注2：緊急需給調整等が当該業務区分の対象出荷期間の前後の月に実施された場合にも、本表を添付すること。

お問い合わせ先

農畜産業振興機構 野菜振興部需給業務課

Tel 03-3583-9798

Fax 03-3583-9484

URL <http://www.alic.go.jp/>

E-mail jyjk1@alic.go.jp

令和5年4月改正